

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委－4
- 2 案件名 新庁舎防災機器移設業務委託
(兵庫県衛星通信ネットワークシステム設備)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結の日から
令和5年(2023年)3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区海岸通五番地 商船三井ビル
社名： 日本無線株式会社 兵庫営業所

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本契約は、宝塚市に新庁舎が建設されることに伴い、災害時に地上系通信インフラが損壊した場合でも関係機関と情報の送受信を行うために確実な作動が求められる衛星通信ネットワークシステムについて、本庁舎から新庁舎へ移設する業務を委託するものである。兵庫県内の全市町に配備された同システムについて、宝塚市は兵庫県に対して分担金を支払っており、県から同システムの保守点検業務を受託しているのが上記業者である。異なる他社が作動確認試験を実施することは出来ず、作動確認試験と機器移設及び配線作業については不可分である。

以上の理由から、上記業者を指定して契約する。

7 問合わせ先

課名：総合防災課

内線：2271

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委－5
- 2 案件名 新庁舎防災機器移設業務委託
(災害対応総合情報ネットワークシステム設備)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結の日から
令和5年(2023年)3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区海岸通 11 番
社名： 西日本電信電話株式会社 兵庫支店

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本契約は、宝塚市に新庁舎が建設されることに伴い、災害時に市の災害体制・被害状況(震度情報を含む)を県や各市町へ報告・情報共有するために確実な作動が求められる災害対応総合情報ネットワークシステムについて、本庁舎から新庁舎へ移設する業務を委託するものである。兵庫県内の全市町に配備された同システムについて、宝塚市は兵庫県に対して分担金を支払っており、県から同システムの保守点検業務を受託しているのが上記業者である。異なる他社が作動確認試験を実施することは出来ず、作動確認試験と機器移設及び配線作業については不可分である。

以上の理由から、上記業者を指定して契約する。

7 問合わせ先

課名：総合防災課

内線：2271

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝防委－6
- 2 案件名 新庁舎防災機器移設業務委託（防災行政無線設備）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結の日から
令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島浜2－2－8
社名： 西菱電機株式会社大阪支社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本契約は、宝塚市に新庁舎が建設されることに伴い、災害時に避難情報等を放送するため確実な作動が求められる宝塚市MCA防災行政無線について、本庁舎から新庁舎へ移設する業務を委託するものである。MCA防災行政無線は、通信情報、監視、遠隔制御コマンド、制御手順等について、メーカーがそれぞれに開発しているため、異なる他社が作動確認試験を実施することは出来ない。また、作動確認試験と機器移設及び配線作業については不可分である。

以上の理由から、本市が導入しているシステムを構築し、保守点検業務を委託している上記業者を指定して契約する。

7 問合わせ先

課名：総合防災課

内線：2271

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第61号
- 2 案件名 サーバ統合化基盤への移行に係る介護保険システムの賃貸借及び保守に関する契約（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和5年（2023年）3月31日まで
- 5 賃貸借期間 令和5年（2023年）3月1日から
令和5年（2023年）3月31日まで
- 6 契約相手方
住所： 神戸市中央区東川崎町1-7-4
社名： 富士通リース株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

サーバ統合化基盤への移行に係る介護保険システムの賃貸借及び保守に関する契約は、令和5年（2023年）2月28日で5年間の賃貸借切れとなる。

本契約では、介護保険事務処理システムおよびプリンタ等のハードウェアを借り上げており、ソフトウェア、ハードウェア間の連携に優れ、システムの将来性、拡張性を考えたうえでも最適であるため、同機器の所有者である上記のものと、再度賃貸借契約を結ぼうとするものである。

さらに、現在の事務処理方法が本機器の使用を前提としているため、機器の変更等が生じれば事務処理に支障をきたすおそれもあり、執務執行上、現在の機器を継続して使用することが、事務処理の効率性からみても最も合理的であるため、引き続き賃貸借契約を行う。

7. 問い合わせ先

課名： 介護保険課

内線： 2613

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第62号
- 2 案件名 介護保険料コンビニ収納対応システム改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST
社名： 富士通 Japan 株式会社 兵庫支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在稼働している介護保険システムの開発、導入及び法改正等の対応業務については、上記業者が行っており、同システムや現在稼働している機器を熟知していることから、効率的かつ適正にコンビニ収納対応を行うことができる。また、同業者以外のものが対応を行った場合、責任体制が不明確になり、著しく支障を生じるおそれがあるため。
- 7 問合わせ先
担当：介護保険課 内線：2613

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第178号
- 2 案件名 介護保険システム更新に係るサーバ統合化基盤ゲストOS払い出し作業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区東町126番地 神戸シルクセンタービル3階
社名： NEC フィールディング株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在稼働しているサーバ統合化基盤の開発、導入等の業務については、上記業者が行っており、サーバ統合化基盤や現在稼働している機器を熟知していることから、効率的かつ適正にゲストOS払い出し作業を行うことができる。また、同業者以外のものが対応を行った場合、責任体制が不明確になり、著しく支障を生じるおそれがあるため。
- 7 問合わせ先
担当：介護保険課 内線：2613

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第180号
- 2 案件名 介護保険システム更新に係る共通基盤システム連携追加対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方
住所： 大阪府中央区城見 1-4-24 NEC 関西ビル 37 階
社名： 日本電気株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
現在稼働している共通基盤システムの開発、導入等の業務については、上記業者が行っており、共通基盤システムや現在稼働している機器を熟知していることから、効率的かつ適正に業務システム連携追加対応業務を行うことができる。また、同業者以外のものが対応を行った場合、責任体制が不明確になり、著しく支障を生じるおそれがあるため。
- 7 問合わせ先
担当：介護保険課 内線：2613

特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 C 2 - 6
- 2 委託名 宝塚市 クリーンセンター焼却灰運搬資源化処理業務委託単価契約
- 3 委託場所 宝塚市小浜1丁目 地内
- 4 委託期間 契約日から令和5年(2023年)3月31日まで
- 5 契約相手方
- | | | |
|-----------|----|-----------------------------|
| 中間・最終処理業者 | 住所 | <u>三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地</u> |
| | 社名 | <u>三重中央開発株式会社</u> |
| 運搬業者 | 住所 | <u>大阪府和泉市テクノステージ 2-3-28</u> |
| | 社名 | <u>大栄環境株式会社</u> |
- 6 指定理由
- (根拠)
- 地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
- 宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当
- (指定理由)
- 大阪湾広域臨海環境整備センター最終処分場での搬入が不可能となる事態の対策として、処分場を別途確保する必要があるため、締結するものであり、本市クリーンセンターから発生する焼却灰とばいじんの混合物を一般廃棄物として資源化・処分が可能な業者は同社しかいない。また搬入条件として同処分場への運搬については同グループ会社である必要があるため。
- 7 問合わせ先 課名：管理課 87-4844

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-319
- 2 案件名 市立宝塚第一小学校外 業務用空調機器定期点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 野上1丁目外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年(2023年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪府中央区平野町四丁目1番2号
社名：大阪ガス株式会社 エナジーソリューション事業部 業務部

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

業務用空調機器のフロン点検については、フロン排出抑制法により「フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者」が行うこととされています。

本業務の点検対象であるGHP（ガスヒートポンプ）空調設備は、複数のメーカー製の機器で構成されており、各機種に対応可能な事業者であることが必要です。加えて、これらの機器は、ガスエンジンや配管等、ガス設備機器としての性質を有しており、空調機器の構造に加え、ガス機器に対する特殊な知識、経験等、総合的な技能が必要となります。

大阪ガス株式会社は、上記要件を満たしていることに加え、本業務の点検対象であるGHP（ガスヒートポンプ）空調設備の機器導入事業者であるため、対象機器の情報を保有管理しており、本業務で作成する点検整備記録簿に記録すべき事項に、これらの蓄積データを活用できるため、他の事業者と比較し安価かつ効率的に事業を実施できるのは大阪ガス株式会社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪ガス株式会社と随意契約を行います。

7 問合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 学教委一102～124
- 2 案件名 小学校体験活動事業委託
- 3 案件場所 宝塚市内各小学校 地内
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・未成小・安倉小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小・中山台小)
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年(2023年)2月14日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市内各小学校
社名：小学校体験活動推進委員会
(良元小・宝塚第一小・小浜小・宝塚小・長尾小・西谷小・仁川小・西山小・売布小・長尾南小・未成小・安倉小・長尾台小・逆瀬台小・美座小・光明小・末広小・丸橋小・高司小・安倉北小・すみれガ丘小・山手台小・中山台小)
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則第20条第2項第4号該当
環境体験事業実施要項及び自然学校推進事業実施要項

(指定理由)
当該事業は兵庫県教育委員会が示す上記実施要項の主旨に基づき学校教育活動として、小学校体験活動推進委員会により体験活動を推進するものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、各小学校体験活動推進委員会に当該事業を委託しようとするものである。
また、当該事業を委託しようとしている団体は、当該小学校の校長を代表とする団体で、小学校体験活動推進事業を円滑に推進することを目的としており、市立小学校長や教頭、その他教諭等が構成委員であるので、各小学校での教育活動の課題や地域の状況・効果的な実施について充分把握していることから、本事業を推進するにふさわしい団体である。
よって、その事業の目的から競争入札に適しないことから当該団体と契約を行うものである。
- 7 問合わせ先
課名： 学校教育課 内線： 2272

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 学教委-128～140
- 2 案件名 「トライやる・ウィーク」推進事業委託
- 3 案件場所 宝塚市仁川うぐいす台1丁目地内
- 4 契約期間 契約の日～令和5年(2023年)2月28日
- 5 契約相手方
住所：宝塚市立中学校
名称：宝塚市立中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会 外
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則第20条第2項第4号該当
地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」実施要項
地域連携推進活動（地域に活かす「トライやる」アクション）実施要項
県教委交付金交付要綱

(指定理由)
当該事業は兵庫県教育委員会が示す上記実施要項の主旨に基づき学校教育活動として、中学校区により体験活動を推進するものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、各中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会に当該事業を委託しようとするものである。
また、当該事業を委託しようとしている団体は、当該中学校の校長を代表とする団体で、「トライやる・ウィーク」事業を円滑に推進することを目的としており、市立中学校長や教頭、その他教諭等が構成委員であるので、各中学校での教育活動の課題や地域の状況・効果的な実施について充分把握していることから、本事業を推進するにふさわしい団体である。
よって、その事業の目的から競争入札に適しないことから当該団体と契約を行うものである。
- 7 問合わせ先
学校教育課（内線：2208）